

精神障害者旅客運賃割引規程

(鉄道部報甲 28-7)

精神障害者旅客運賃割引規程を次のように定めて平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、精神障害者が、単独又は介護者とともに、社線を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第 2 条 この規程において「精神障害者」とは精神保健福祉法第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2. 前項の精神障害者を次に掲げる第 1 種精神障害者及び第 2 種精神障害者に分ける

(1) 「第 1 種精神障害者」とは、障害等級が第 1 級のもので、次に掲げるもの及びこれより重度のものをいう。

イ 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの

ロ 気分(感情) 障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの

ハ 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 2 項に準ずるもの

ニ てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの

ホ 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの

ヘ 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの

ト 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの

チ その他の精神疾患によるものにあつては、前記 7 項に準ずるもの

(2) 「第 2 種精神障害者」とは、前号以外のものをいう。

3. 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和 2 年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知) によるものは、第 10 条に定める乗車券の購入の際及び乗車中の呈示に限り、本条第 1 項に定める精神障害者保健福祉手帳に代わるものとすることができる。

【「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条】

(介護者)

第 3 条 精神障害者が第 1 種精神障害者及び定期券を使用する 12 歳未満の第 2 種精神障害者であるときは精神障害者 1 人に対して 1 人の介護者をつけることができる。

2. 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められるものであつて、その所持する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 精神障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第 1 種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第 2 種精神障害者が単独で乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに発売する。

(2) 定期乗車券 第1種精神障害者及び12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに発売する。この場合、精神障害者と介護者双方に対して同時に発売するものを原則とするが、第1種精神障害者には希望により精神障害者のみに発売することもできる。

(3) 回数乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに発売する。

2. 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、既に乗車券を所持する精神障害者が、介護者用の乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳の呈示により、その介護者に対して普通乗車券を発売することができる。

3. 精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

4. 前各項のほか精神障害者が乳児又は幼児であるときは、精神障害者が割引乗車券を購入しなくても、その介護者に対しては旅客運賃割引の取扱いをする。

(割引乗車券の効力)

第4条の2 乗車券を発売する場合は、通用期間の開始日が精神障害者保健福祉手帳の有効期限内であること。

2. 乗車券で乗車する場合は、有効期限内の精神障害者保健福祉手帳であること。

(介護者用定期乗車券の特例)

第4条の3 第4条第1項第2号により定期乗車券を発売する場合、介護者の定期乗車券の名義を「〇〇様(精神障害者名)の介護者殿」とすることができる。ただし、この場合の介護者の定期乗車券は大人通勤定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(介護者の同行)

第7条 精神障害者保健福祉手帳の呈示によって購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同行して乗車する場合に限って有効とする。

(精神障害者保健福祉手帳の呈示で購求した乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車の変更)

第8条 精神障害者保健福祉手帳の呈示によって購入した乗車券の旅客運賃の払い戻し並びに乗り越し・方向変更及び経路変更は、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取扱をしない。

(精神障害者保健福祉手帳の携行)

第9条 精神障害者は乗車券の購入の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱)

第10条 前各条の規定以外の取扱は、旅客輸送に関する一般の規程による。

附 則

平成 29 年 3 月 28 日（精神障害者旅客運賃割引規程の制定）

2022 年 4 月 25 日（マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認）

2025 年 4 月 1 日（JR6 社の精神障害者旅客運賃導入による精神障害者保健福祉手帳への「旅客鉄道株式会社等運賃減額」欄追加）

参 考

第 2 条第 3 項に定める、マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化の一例

